

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、高校生向けキャリアガイダンス説明会及びしごと紹介動画・パンフレット作製業務委託の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)を選定するため、公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施方法等について必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 業務名称

高校生向けキャリアガイダンス説明会及びしごと紹介動画・パンフレット作製業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 内容

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案限度額

総額4,750,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。なお、提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

3 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 地方公共団体が発注した会社説明会(一般向け、大学生向け等、対象は問わない。)に関する受注実績が複数あること。

(2) 朝倉市指名停止等措置要綱(平成20年朝倉市告示第144号)第3条第1項または第4条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 次のいずれの事項にも該当しないこと

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと

認められること。

4 スケジュール

公示	令和7年5月22日(木)
質問書の提出期限	令和7年5月28日(水)
質問書の回答期限	令和7年5月30日(金)
プロポーザルへの参加申込書等の提出期限	令和7年6月12日(木)
プロポーザルへの参加資格確認通知	令和7年6月19日(木)
プレゼンテーション審査	令和7年6月26日(木)
選定結果通知日	令和7年7月 3日(木) 予定

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

本プロポーザルへの参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

- | | |
|---|----|
| ア 【様式1】参加申込書 | 1部 |
| イ 会社概要書【任意様式】 | 1部 |
| ウ 地方公共団体が発注した会社説明会の受注一覧表【任意様式】 | 1部 |
| (既存の経歴書等を使用する場合は、マーカー等で明示すること) | |
| エ 履歴事項全部証明書(法人の場合のみ、3か月以内に取得したものに限る) | 1部 |
| オ 本人確認書類の写し(個人事業主の場合のみ) | 1部 |
| カ 朝倉市令和5・6年度入札参加資格者名簿(物品・役務) <u>未登載者</u> は下記の書類も提出すること。 | |

- | | |
|------------------------|----|
| ① 【様式2-1】役員等調書及び照会承諾書 | 1部 |
| ② 【様式2-2】誓約書 | 1部 |
| ③ 【様式2-3】委任状(委任する場合のみ) | 1部 |
| ④ 営業所一覧表【任意様式】 | 1部 |

キ 企画提案書【任意様式】

- ① 仕様書等の内容を踏まえ、具体的に分かりやすい企画提案書の作成に努めること。
- ② 1参加者につき1提案とする。
- ③ 規格はA4判、文字サイズ11ポイント以上、ページ番号を付すこと。それ以外は任意とする。
- ④ 業務実施体制及び業務に従事する人数または従事者氏名を記載すること。
- ⑤ 業務実施スケジュールを記載すること。
- ⑥ 高校生向けキャリアガイダンス説明会の会場配置(案)の図面を添付すること。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ⑦ 正本(代表者印押印のもの) | 1部 |
| ⑧ 副本(正本の写し。正本がカラーの場合は、副本もカラーとすること) | 5部 |

ク 見積書【任意様式】

- ① 見積書には、本業務において必要とする全ての費用を積算し提示すること。
なお、積算の内訳がわかるようにすること。
- ② 正本(代表者印押印のもの) 1部 |- ③ 副本(正本の写し。正本がカラーの場合は、副本もカラーとすること) 5部 |

(2) 提出期限

令和7年6月12日(木)17時まで(必着)

(3) 提出先

「14 担当部署」に提出すること。

(4) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

※持参による受付時間は、朝倉市役所閉庁日を除く平日の9時から17時までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに上記(3)の提出先に必着とし、配達記録郵便その他受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、本市は一切の責任を負わないものとする。

6 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書及び添付書類を本市において審査し、参加資格の有無を決定する。

なお、参加申込書提出者が4者以上の場合、選定基準に基づく書類審査を行い、上位3者をプロポーザル審査参加資格者とする。

なお、参加申込書を提出した者全員に参加資格審査の結果を通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出書類及び回答

【様式3】質問書を「14 担当部署」に記載するメールアドレス宛に提出すること。

件名は、「高校生向けキャリアガイダンス説明会及びしごと紹介動画・パンフレット作製業務委託プロポーザル質問書」とすること。

(2) 提出期限

令和7年5月28日(水)12:00まで

(3) 回答方法

提出された全ての質問とその回答をまとめて、令和7年5月30日(金)17時までに参加申込書を提出した者にメールにより通知し、本市ホームページにて公開する。

なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加または修正とみなす。

8 プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

ア 日時及び場所

令和7年6月26日(木)

※時間、会場等を含めた詳細は、【様式1】参加申込書に記載されたメールアドレス宛てにメールで通知する。

イ 時間配分

1事業者につき、25分以内(プレゼンテーション15分、質疑応答10分以内)とする。

ウ その他

① プレゼンテーションへの出席者数は、3名以内とする。なお、説明は本業務に直接携わる者が行うこと。

② プレゼンテーション審査には「14 担当部署」に提出した企画提案書等を資料として用いることとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

③ プレゼンテーション審査に必要な機器として、大型提示装置(プロジェクタもしくはプロジェクタ及びモニター)、大型提示装置に接続するためのHDMIケーブル及び電源タップを本市において用意するが、上記以外の機器は、参加者が用意し、セッティングを行うこと。

(2) 評価方法

選定基準に基づきプレゼンテーション審査を行う。

(3) 選定結果

ア 通知方法

プロポーザル審査の参加資格者全員に対して、文書により自己の結果のみを通知する。

あわせて、本市ホームページにおいて選定結果を公表する。

イ 通知時期

令和7年7月3日(木) 予定

(4) 留意事項

審査結果に対する異議申立てには一切応じない。また、選考方法及び選考内容に関する問い合わせにも一切応じない。

9 契約候補者との協議及び契約

プロポーザル審査の結果、優先交渉権者を契約候補者として、選定された提案内容を基に、細部について市と協議し、「2(4) 提案限度額」内で業務内容及び契約金額を協議する。

契約協議が整った場合は、随意契約による業務委託契約を締結するが、優先交渉権者が契約を辞退した場合、もしくは参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を契約候補者に選定し、協議の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

また、参加申込みが1者の場合であっても、審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、優先交渉権者として選定し、上記協議を行う。

契約候補者との協議が整った時点で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結するものとする。

10 失格事項

企画提案書等を提出した参加者または提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 見積書の金額が「2(4) 提案上限額」を超過した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- (7) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

11 知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、参加者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は参加者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用(複製、転記又は転写をいう。)できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、参加者が負うものとする。

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、中止または取り消す場合がある。その場合、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

13 その他留意事項

- (1) 【様式1】参加申込書の提出をもって、本要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション審査等、本プロポーザルに関する一切の経費

は、全て参加者の負担とする。

- (4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出書類は返却しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、朝倉市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) **【様式1】参加申込書の提出の翌日(閉庁日を除く)の17時までに「14 担当部署」に記載するメールアドレス宛に、件名を「【テストメール・商号又は名称】高校生向けキャリアガイダンス説明会及びしごと紹介動画・パンフレット作製業務委託」としてメールを送付すること。**

14 担当部署

〒838-1398 福岡県朝倉市宮野2046番地1
朝倉市役所朝倉支所 商工観光課 商工労働係
電話番号:0946-28-7862
FAX番号:0946-52-1510
メールアドレス:syoukou@city.asakura.lg.jp